

## 【募集要項】

### (1)参加資格

府中町内に事業所、店舗等を有する事業者とし、町内の店舗等に限りクーポンを使用可能とすることができる者。ただし、次の事業者は対象としない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行う者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③ 役員等が、暴力団の構成員または関係者と認められる者
- ④ 下記「(2)クーポンの使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

### (2)クーポンの使用対象にならないもの

- ① 公共料金等の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ④ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ⑨ 公序良俗に反するもの
- ⑩ 各取扱店舗において「クーポン」の使用対象外としている商品やサービス
- ⑪ その他、定めのないものについては、町に確認し指示に従うこと

### (3)その他クーポンの使用に関する留意事項

- ① 取扱店舗において、使用期間内に限り使用可能とする。
- ② 現金との引き換えはしない。
- ③ 釣銭は支払わない。
- ④ 第三者への転売、譲渡はできない。
- ⑤ 盗難、紛失、偽造および模造等に対して、府中町は責を負わない。

## 【誓約事項】

- ① 商品の販売、またはサービスの提供なくクーポンの換金を行いません。
- ② クーポンを使用できない商品に対して、クーポンでの支払いを受け付けません。
- ③ クーポンの再販・再流通はいたしません。
- ④ クーポンの偽造・悪用・濫用はいたしません。
- ⑤ クーポンを紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ⑥ クーポンの使用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退はいたしません。
- ⑦ クーポンの取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守します。
- ⑧ クーポンの使用に際して、使用者からの苦情や紛争が生じ、事業者の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨ クーポンの取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩ 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（町HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑪ 登録する店舗等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行う店舗等、特定の宗教・政治団体と関わる店舗等または公序良俗に反する営業を行う店舗等もしくは役員等が暴力団の構成員または関係者と認められる店舗等ではありません。
- ⑫ 本事業の適正な実施のために府中町が必要と認める資料の提出、報告の依頼および調査に応じます。

## 【その他】

- ① 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ② 取扱店舗の情報（店舗名、所在地、電話番号、業種等）は、府中町町民生活支援クーポンの取扱店舗として、利用者向けの店舗一覧チラシや町HPなどにより広報します。
- ③ 「府中町町民生活支援クーポン」のデザイン、キャラクター等は、取扱店舗の広告等において使用することを禁止します。
- ④ 取扱店舗の申込方法、クーポンの取扱い、換金手続き等に関する説明会（任意参加）を開催します。  
※説明会 場所：安芸府中商工センター 日時：2月25日（水）①15：00～、②19：00～